

# 豊丘村森林経営管理制度実施方針（実施計画）

## 1 趣旨

豊丘村森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、豊丘村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう豊丘村が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

## 2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

### (1) 現況と課題

- ・ 豊丘村の森林は 6,232ha で、うち国有林が 1,325ha、民有林は 4,907ha となっている。民有林のうち公有林は 1,585ha、私有林 3,322ha となっていて、民有林の人工林 2,039ha のうち、所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林）が 1,603ha ある。
- ・ 飯伊森林組合により 1 団地（区域面積 115.42ha、うち人工林 52.68ha）の森林経営計画が策定されている。村内の林業経営は各集落単位の個人有林を中心に集約化して森林整備を実施している。
- ・ 村全域で地籍調査が終了しているが、一部の森林は現地に境界杭等が無く境界が不明瞭である。
- ・ 豊丘村にはアカマツ林が多く、村有林や区有林を中心に、松茸山としての管理を進めている地域が多い。
- ・ 豊丘村は、行政区で 7 地区に分かれており、そのうち堀越地区において長野県のふるさと条例に基づく里山整備利用地域に認定されている。
- ・ 村南部にリニア中央新幹線が通過する予定であり、周辺地域では道路拡幅や坑口・非常口設置等の関係工事が進められているため、当面の間は森林整備が困難である。
- ・ 令和 2 年 7 月の豪雨災害では全村が被災し、住民の生活を脅かした。集落、主要幹線、河川沿いに土砂災害危険地区が存在しており、これらとその周辺に存在する森林の管理が、住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

### (2) 基本的な考え方

- ・ 豊丘村では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

- ・ 境界杭等が無く、境界が不明瞭な森林については、意向調査の実施とともに、必要に応じて境界の明確化を進める。
- ・ 松茸山は、特用林産物の増収を目指し、通常の森林整備とは異なる森林の手入れを進める。
- ・ 里山整備利用地域に認定された堀越地区については、森林税事業を活用した地域主体の森林整備活動を促す。
- ・ リニア関係工事が進められている地域については、当面の間は森林整備を行わない。
- ・ 防災減災の観点から森林整備の必要性が特に高い箇所については、森林経営管理制度の運用の他に、森林税事業を活用して整備を進めていく。

### 3 森林所有者意向調査について

#### (1) 対象森林の考え方

##### ア 経営森林として除外する森林

- ・ 森林経営計画樹立森林  
(82、83 林班内)
- ・ 森林経営計画樹立候補森林  
(60、77、78、79、98、99 林班内)
- ・ 公有林 (村有林、県有林)
- ・ 団体有林  
国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター  
一般社団法人 長野県林業公社  
認可地縁団体 (河野区、堀越区、田村区、伴野区、福島区、  
壬生沢区、本山地縁団体、施業林地縁団体)
- ・ 松茸山 (鑑札山・入札山)
- ・ 治山事業で整備計画がある保安林
- ・ 森林税事業で整備計画がある森林

##### イ 対象森林の絞り込み

- ・ 豊丘村の土砂災害危険区域に指定された森林を中心に、居住区域、県道、河川沿いに連続する林班を抽出する。
- ・ 抽出した森林について意向調査を実施する区域とする。
- ・ 抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合にはその区域を随時追加する。

#### (2) 対象森林面積等

- ・ 対象森林の面積及び森林資源  
2,014 ha・・・詳細は別紙 1 森林資源構成表のとおり

- ・対象森林の位置・・・別紙図面のとおりに
- ・対象森林に関わる筆数（概数） 9,805 筆

### (3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和2年度から開始する。
- ・意向調査は里山整備利用地域の認定を受けた堀越地区周辺から進めることとし、その計画は別紙2のとおりにする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあつては直接回収も検討する。

## 4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は、豊丘村による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・対象森林の境界を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、林業経営体に紹介し、経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林経営管理権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

## 5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・村が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、村民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。
- ・森林環境譲与税は豊丘村森林環境整備基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻しし原資とする。
- ・豊丘村森林環境整備基金は、森林経営管理制度の実施のほか、村内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

## 6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は村民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の村の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、南信州地域の他の市町村と密な情報共有を図り、制度の効率的な運用に努めるとともに、業務の連携についても検討を進める。